

地域加算、離島加算、小児療養環境特別加算、強度行動障害入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡^{じよくそう}ハイリスク患者ケア加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイ及び3に限る。）及び精神疾患診療体制加算（精神病棟を除く。）を除く。）は、小児入院医療管理料5に含まれるものとする。

A308 回復期リハビリテーション病棟入院料（1日につき）

- | | | |
|---|--------------------|------------------------------------|
| 1 | 回復期リハビリテーション病棟入院料1 | 2,085点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,071点) |
| 2 | 回復期リハビリテーション病棟入院料2 | 2,025点
(生活療養を受ける場合にあつては、2,011点) |
| 3 | 回復期リハビリテーション病棟入院料3 | 1,861点
(生活療養を受ける場合にあつては、1,846点) |
| 4 | 回復期リハビリテーション病棟入院料4 | 1,806点
(生活療養を受ける場合にあつては、1,791点) |
| 5 | 回復期リハビリテーション病棟入院料5 | 1,702点
(生活療養を受ける場合にあつては、1,687点) |
| 6 | 回復期リハビリテーション病棟入院料6 | 1,647点
(生活療養を受ける場合にあつては、1,632点) |

注1 主として回復期リハビリテーションを行う病棟に関する別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者であつて、別に厚生労働大臣が定める回復期リハビリテーションを要する状態にあるものについて、当該基準に係る区分に従い、当該病棟に入院した日から起算して、それぞれの状態に応じて別に厚生労働大臣が定める日数を限度として所定点数を算定する。ただし、当該病棟に入院した患者が当該入院料に係る算定要件に該当しない場合は、当該病棟が一般病棟であるときには区分番号A100に掲げる一般病棟入院基本料の注2に規定する特別入院基本料の例により、当該病棟が療養病棟であるときには区分番号A101に掲げる療養病棟入院料1の入院料I又は療養病棟入院料2の入院料Iの例により、それぞれ算定する。

2 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（回復期リハビリテーション病棟入院料3、回復期リハビリテーション病棟入院料4、回復期リハビリテーション病棟入院料5又は回復期リハビリテーション病棟入院料6を現に算定している患者に限る。）が入院する保険医療機関について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合（注1のただし書に規定する場合を除く。）は、休日リハビリテーション提供体制加算として、患者1人につき1日につき60点を所定点数に加算する。

3 診療に係る費用（注2及び注4に規定する加算、当該患者に対して行った第2章第1部医学管理等の区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料（回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定するものに限る。）、第2部在宅医療、**第7部リハビリテーションの費用（別に厚生労働大臣が定める費用を除く。）、**第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、医師事務作業補助体制加算（一般病棟に限る。）、地域加算、離島加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、データ提出加算、入退院支援加算（1のイに限る。）、認知症ケア加算、薬剤総合評価調整加算、区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜^{かん}灌流、区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜^{かん}灌流に係るものに限る。）並びに除外薬剤・注射薬の費用を除く。）は、**回復期リハビリテーション病棟入院料に含まれるものとする。**

4 回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する患者（回復期リハビリテーシ